

臺北 1. 廣東 1. 海南島 1. 盤谷

(2) 發着日時

一週一往復

(下り便)

臺北發	廣東着	發	海南島着	發	盤谷着	盤谷發	海南島着	發	廣東着	發	臺北着
每火曜						每金曜				每土曜	
八、〇〇	一一、三〇	一二、〇〇	一三、五〇	八、〇〇	一七、三〇	八、三〇	一八、〇〇	九、〇〇	一〇、五〇	一一、二〇	一四、五〇
(日本時間)	(((((((((((

(上り便)

(3) 通過地

臺北—廣東（以上定期航空路ニ同ジ）—赤溪—海南島—東北緯一〇—九一
度三〇分—東北緯一〇—八度四一分—盤谷
度四五分—東經一〇—四度四五分—盤谷

(4) 飛行距離及所要時間

六、四四五杆（約二三時間三五分）

以上



空第三七四號

大日本航空株式會社

總裁 中川健藏

昭和十五年五月二十二日附日航企第三〇號願臺北盤谷線定期航空運送營業ノ件昭和十五年六月七日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期間許可ス但シ航空路及飛行方法等ハ試驗航空ノ場合ニ同ジ

昭和十五年六月七日

通信大臣 勝

正 憲

大日本航空株式會社

日航運第一〇三號

昭和十五年六月五日

東京市芝區田村町一丁目三番地一

大日本航空株式會社

總裁 中川 健藏

陸軍大臣 畑 俊六 殿

航空許可願

養二昭和十五年五月三十日陸普第三五七四號ヲ以テ得候航空許可ニ
左記航空路追加許可賜リ度此段及御願候也

記

一 臺北一盤谷線

(1) 發着地

臺北一廣東一海南島一盤谷

(2) 發着日時

一週一往復

(下り便)

臺北發	廣東着	海南島着	盤谷着	盤谷發	海南島着	廣東着	臺北着
每火曜	"	"	每水曜	每金曜	每土曜	"	"
一八	一一	一一	一八	一七	一八	一一	一一
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
日本時間	"	"	"	"	"	"	"

(上り便)

(3) 通過地

臺北—廣東—以上定期航空路ニ同ジ—赤溪—海南島—

東北緯一〇一度四分一 東北緯一〇四度四分一 盤谷

(4) 飛行距離及所要時間

六、四四五軒(約二三時間三五分)

陸軍省 副官ヨリ被服協會専務理事鹿野澄へ通牒

六月廿五日附被協第三七三號ヲ以テ當省大臣宛申請ニ係ル首題ノ
件許可セラレタルニ付承知相成度

陸軍省第四六七六號

昭和五年七月六日

陸軍省後援名義使用方ノ件

副官ヨリ憲兵司令部總務部長、廣島、久留米憲兵隊長

(憲司經由)へ通牒

七月八日(廣島市)七月十日(福岡市)ニ於テ開催ノ被服協會及
大阪毎日新聞社共同主催「國民服作製講習會」ニ對シ陸軍省後援
名義使用方許可セラレタルニ付通牒ス

陸軍省第四六七六號

昭和五年七月六日





被協第三七三號

「陸軍省後援」名義使用許可相成度件申請

御意見承り度

衣糧課 御中 陸軍省情報部

陸軍大臣 畑 俊六 拜

申請如り取計相成度意見

衣糧課

追而厚生省後援名義使用ニ就テハ既ニ同省ノ承認ヲ得タルニ付

申添フ

左記

左記講習會ニ陸軍省並ニ成度申請ス

三三三



務理事 鹿野



皮限務會

被協第 三七三號

「陸軍省後援」名義使用許可相成度件申請

昭和十五年六月二十五日

被服協會專務理事 鹿野



陸軍大臣 畑 俊 六 殿

當被服協會及大阪毎日新聞社共同主催ノ左記講習會ニ陸軍省並ニ
厚生省後援ノ名義ヲ使用致度ニ付許可相成度申請ス
追而厚生省後援名義使用ニ就テハ既ニ同省ノ承認ヲ得タルニ付

申添フ

左記

皮服協會



三三三

一 名稱	國民服作製講習會
二 場所	廣島市及福岡市（會場未定）
三 日 時	昭和十五年七月八日（廣島） 全年全月 “ 十日（福岡）
四 受講者	兩市及其附近在住洋服業者各三百名

（以上）

第 二 七 號

(決行後) 覽回	連 帶	決行指定	決裁指定	保存期限	三年
					受 番 領 號
長(部)局	長 (部) 局	大 臣	大 臣	件 名	受 番 領 號
		委	委	大 臣 青 年 團 本 部	祝 電 一 件
		官 次	官 次 務 政		
		委			
長 課	長 課	長 局 務 主 官 副 級 高 官 與 參	長 局 務 主 官 副 級 高 官 與 參	官 與 參	官 與 參
		秘書官	秘書官	官 與 參	官 與 參
		長 課 務 主	長 課 務 主	官 與 參	官 與 參
		副 官	副 官	官 與 參	官 與 參
		員 課 務 主	員 課 務 主	官 與 參	官 與 參
				書記官	書記官
		房 官 巨 大	課 局 務 主		
了 結	領 受	出 提	領 受	號 番	
昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	新 審 第 一 三 一 號	
年	年	年	年		
七 月 九 日	七 月 六 日	七 月 六 日	七 月 六 日		

政務官 書記官 回付(決行前)

拾年俵

(決行後)

審案 書記者

陸軍

陸

軍

大日本青年團本部

大日本青年團本部
祝電一件
初動員大為二


大臣ヨリ新潟縣廳社會教育課 氣附
大日本青年團北部勤負大會宛 祝電案

殿下ノ御台臨ヲ仰ギ奉リ。大日本青年團北部勤負

大會ヲ開催セラレルニ當リ 謹シテ祝意ヲ表スルト

共ニ將來益々團員諸子ノ東亞大業完遂ノ為

發奮アリシコトヲ祈ル

 陸軍大臣

898 畑

俊六

昭和五年七月六日



團組發第一號

昭和十五年六月廿九日

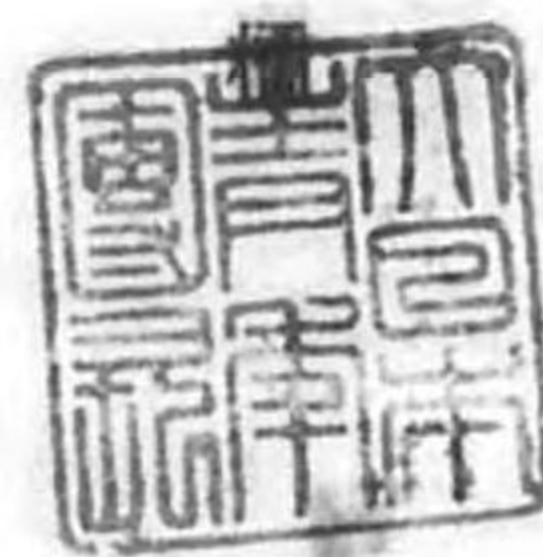
大日本青年團長 有馬良

陸軍大臣 畑俊六閣下

紀元二千六百年 奉祝大日本青年團北部動員大會ニ關スル件
令旨奉戴廿周年

標記動員大會開催ニ關シテハ豫而ヨリ特段ノ御後援相願居候處來ル七月七日別紙要項ニヨリ 畏クモ 三笠宮殿下ノ台臨ヲ仰ギテ開催スルコトニ相成候ニ就イテハ當日ノ大會式典ニ際シ青年團員ヲ激勵スル意味ニ於テ御祝電賜リ度此段及御依頼候也

第一號
三三二
號



大日本青年團

奉祝大日本青年團北部動員大會要項

一、趣 旨
支那事變既ニ四歳聖戰目的完遂ノ決意愈々固クスルヲ要スルニ
茲ニ紀元二千六百年ノ盛時ニ際シ加フルニ 畏クモ令旨奉獻
二十周年ヲ迎フコノ千載一遇ノ佳年ヲ奉祝シ併セテ我が國青年
團ノ劃期的ナル飛躍ヲ完成センタメ大日本青年團北部動員大會
ヲ開催シ嚴肅ナル諸行事ヲ通ジテ雄深ナル警國精神ヲ昂揚シ大
陸發展ノ氣魄ヲ旺盛ナラシメ、興亞青年道ニ邁往センコトヲ誓
フト共ニ戰時下ニ於ケル青年團體制ニ新シキ秩序ヲ與ヘ眞ニ國
家ノ負擔ニ堪ヘ得ル全國一體ノ青年組織ノ確立ヲ期ス

二、主 催

大日本青年團
紀元二千六百年奉祝會
新潟縣
樺太、北海道、青森、秋田、山形、福島、宮城、岩手、新潟、
富山、福井、石川、長野、各道縣聯合青年團

三、後 援

內閣紀元二千六百年祝典事務局
文部省、內務省、陸軍省、海軍省、拓務省、厚生省、鐵道省、
國民精神總動員本部
樺太、北海道、青森、秋田、山形、福島、宮城、岩手、富山、
福井、石川、長野ノ各道縣

四、期 日

七月七日(日曜日)

五、會 場

新潟市

六、參 加 者

(1)滿洲帝國協和會青少年團代表(五十名)
(2)參加地方團ノ各單位團ヨリ一名宛
正團員ニシテ他團員ノ模範タルベキモノ
(3)參加各都市區支應團ヨリ青年團幹部一名宛
(4)參加各地方團ヨリ、地方團長、役員、引率者計三名
合計 約、一萬五千名

七、日程行事ノ大要

◎大會前日(七月六日)

受 付
集團編成
指導者打合せ
日程説明
彌彦神社參籠出發
青年ノ夕
夜ノ行事
午前中
午後一時—二時半
二時半—四時
四時半—五時半
五時—
七時—九時卅分
九時卅分

◎大會當日(七月七日)

起 床
朝ノ行事
大會豫行
大會
分 列
奉祝式典
詔書、令旨
市內行進
興亞青年體験發表會
演技(相撲、劍道、柔道、銃劍術)
閉會式
午前五時
六時—七時
九時半—十一時卅分
午後一時—三時
午後三時—四時
三時—五時
三時—五時
五時半—六時
(以上)

大會式次第

殿下台臨

分 列

- 一、開式ノ辭
- 一、國旗揚揚
- 一、皇大神宮遙拜
- 一、攝原神宮遙拜
- 一、宮城遙拜
- 一、君ヶ代齊唱
- 一、默 禱
- 一、詔書奉讀
- 一、令旨奉讀
- 一、御言葉奉讀
- 一、詔書並令旨傳達
- 一、綱領唱和
- 一、團長告辭
- 一、新潟縣知事式辭
- 一、內閣總理大臣訓辭
- 一、文部大臣訓辭
- 一、國民精神總動員本部會長祝辭
- 天機奉伺 御機嫌伺

- 一、宣言決議
- 一、慰問決議
- 一、團歌齊唱
- 一、萬歲三唱
- 一、閉式ノ辭
- 殿下御退場

17
紀元二千六百年奉祝大日本青年團北部動員大會實施細目
今旨奉戴二十周年

(係 員 用)

大日本青年團本部

目次

大會組織並分掌一覽

- 一、趣旨
- 二、主催
- 三、後援
- 四、期日
- 五、会場
- 六、参加者
- 七、招待
- 八、参加人員並引率者氏名
- 九、日程行事一覽
- 十、日程行事ノ大要
- 十一、先遣員
- 十二、地方由ノ携行品
- 十三、服装ノ携行品
- 十四、行事細目及分掌

三〇四、五、六、七、八、九、一〇

○大會前日

一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一

○大會當日

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十										
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十

團長

常任理事

大會總務
總務部長

副總務
大務部長

庶務係
神原部長

鈴木(司)
鈴木(王)
大川(恒)
弓折(長)
華島(組)
好川(備)
稻津(〇)
小林(〇)
矢口(〇)
谷(〇)
北神(馬)
伊奈(人)
石原(農)
森戸(〇)

人事係
十兼(藤)
若木(人)
白山(〇)
小島(〇)

- 令旨、御言葉ニ関スル事項
- 團長、常任理事ニ関スル事項
- 本部理事、監事ニ関スル事項
- 聖恩奉休國民精神復興、団旗ニ関スル事項
- 大會企画ニ関スル事項
- 大會準備ニ関スル事項
- 指導者打合せニ関スル事項
- 大會進行ニ関スル事項
- 各係連絡ニ関スル事項
- 宣傳指導ニ関スル事項
- ラジオ放送ニ関スル事項
- 宣傳ニ関スル事項
- 大會記録編纂ニ関スル事項
- 記者団、有真班トノ連絡ニ関スル事項
- 輸送ニ関スル事項
- 経理ニ関スル事項
- 会費徴集ニ関スル事項
- 大会ニ関スル経費一切ニ関スル事項
- 記者傳達ニ関スル事項
- 日遊青年交禮ニ関スル事項
- 交禮ニ関スル事項
- 協和青年団代表トノ連絡

集田指揮
中野参事





竹内(主)
下田(主)
藤野(組)
加藤(シ)

演技生体部
発表會係
田中(参事)

望月(主)
藤野(組)
野呂(組)
竹内(組)
上野(組)
梅代(組)
輪地(組)

接待係
交目(参事)

大崎(部長)
森戸(部長)

衛生救護係
吉原(救護員)

矢野(青)
左近(青)

- 演技場進行ニ関スル事項
- 体験・演技・審判トノ連絡ニ関スル事項
- 演技記録作製ニ関スル事項
- 体験発表會ニ関スル事項

- 米賣ニ関スル事項
- 軍樂隊・飛行隊トノ連絡ニ関スル事項

- 衛生救護ニ関スル事項

紀元二千六百年 大日本青年團北部動員大會要項
令旨奉戴二十周年

一、趣旨

支那事変既ニ四歳聖戰目的先達ノ決意愈々固クスルヲ要スル秋、茲ニ紀元二千六百年ノ盛事ニ際會シカフルニ畏クモ、令旨奉戴二十周年ヲ迎フ。コノ千載一遇ノ佳年ヲ奉祝シ併セテ我が國青年團ノ劃期的ナル飛躍ヲ完成センタメ大日本青年團北部動員大會ヲ開催シ嚴肅ナル諸行事ヲ通ジテ雄深ナル愛國精神ヲ昇揚シ大陸發展ノ氣魄ヲ旺盛ナラシメ、與亞青年道ニ邁往センコトヲ誓フト共ニ、戰時下ニ於ケル青年組織ノ確立ヲ期ス。シキ秩序ヲ與ヘ莫ニ國家ノ負担ニ堪ヘ得ル全國一體ノ青年組織ノ確立ヲ期ス。

二、主催

大日本青年團
紀元二千六百年奉祝會
新潟、青森、秋田、山形、福島、宮城、岩手、新潟、富山、福井、石川、長野、樺太、北海道、各道縣聯合青年團

三、後 援

内閣紀元二千六百年祝典事務局

文部省、内務省、陸軍省、海軍省、拓務省、厚生省、鐵道省、

國民精神總動員本部

樺太、北海道、青森、秋田、山形、福島、宮城、岩手、富山、福井、石川、長野、
各道縣

四、期 日 七月七日（日曜日）

五、會 場 新潟市

六、參加者

1. 範 疇

樺太、北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、富山、石川、
福井、長野、新潟ノ各地方冊

2. 資 格

参加地方冊ノ各單位冊ヨリ一名宛
参加郡市區支廳青年冊幹部ヨリ一名宛

参加地方冊ヨリ夫々冊長、地方理事、引率者三名以上

特ニ新潟縣青年冊代表 約一〇、二〇〇名

七、招 聘

滿洲帝國協和會青少年團代表 約五〇名

八、参加人員並引率者氏名

計	新潟	長野	福井	石川	富山	福島	山形	宮城	秋田	岩手	青森	北海道	樺太	参加区域	参加人員	引率者氏名
一三、四七四	一〇、二〇〇	四四九	二〇一	二三八	三一三	四二五	二六五	二四四	二七五	二五八	二四九	三五一	六			
			上田 晴	山口 泉				末永 延寿		上野 長衛	中野 四郎	高田 正己	小林 長彦			
			平野 照	永田 政俊				横山 吉平		島 秀四郎	藤本 吉之助	酒井 義章				
			桂田 藤枝	永森 大四郎				大山 重吉		佐藤 哲郎	須藤 良藏	梅野 梅吉				

九、日程行事一覽表

日時	日前	日時
5		
6		
7		
8		
9	新潟縣外参加員集結完了	
10		
11		
12		
1	食晝	食晝
2	大會	受付並編成
3		指導者打合せ
4	市内行進 演技 体験発表	
5		日程説明
6	式会開	新潟文藝
7		新潟神社参拝
8		青年の夕
9		
10		夜行の準備

一〇、日程行事ノ大要

◎大會前日(七月六日)土曜日

受付	幹部打合せ	日程説明	新潟神社参拝	青年の夕	夜行
午前中	午後二時半—四時	四時半—五時半	四時半	七時—九時四十分	九時四十分—
於縣廳内	於各宿舎	白山駅集合	茶	茶	於各宿舎

◎大會當日(七月七日) 日曜日

起	午前五時	
朝ノ行事	六時—七時	於各宿舍
大會豫行	十時—十一時三十分	於陸上競技場
大會	午後一時—三時	於〃
分列		
奉祝式典		詔書、令旨、御言葉奉讀、天機奉伺御機嫌伺 宣言決議、訓辭並祝辭
詔書、令旨		(御下賜金ヲモツテ謹製) 頒布
市内行進	午後三時—四時	
興亞青年体験発表会	〃三時—五時	於公會堂
演技(剣道、柔道、 銃剣術、相撲)	〃三時—五時	於野球場 於相撲場
閉會式	五時半—六時	
郷還輸送開始	〃八時—	

二、先遣員

各地方團ハ代表者中ヨリ先遣員ヲ派遣ス

- (2) 先遣員ハ七月五日午後一時迄ニ縣廳内ニ到着スルコト
- (3) 同日午後一時ヨリ縣廳内ニ於テ先遣員打合会ヲ行フ
- (4) 先遣員ハ大会本部ノ指示ニヨリ動員部隊ノ宿泊、誘導並大会ニ関スル諸般ノ事務ニ當ルモノトス
- (5) 先遣員ノ滞在費(七月五日ノ分)ハ本田ニ於テ負担ス

先遣隊員協議会

七月五日午後一時ヨリ
於 新潟 縣 廳

一、開 會 之 件

一、 乘原常任理事挨拶

一、 要 綱 説 明

一、 先遣隊員任務指示

- 1. 受 付。所屬田到着ヲ迎ヘテ人員報告ニ協力。各宿舍ニ誘導
- 2. 配符及諸注意。幹部及指揮官打合会出席者ニ注意。
 - 迷惑社衣履者ノ出登ニ付注意
- 3. 大会行事ニ関スル大綱説明
- 4. 集団編成及分列隊行ニ協力

5. 食事配給ノ連絡
 6. 宿泊準備
 7. 休暇完了シタルトキハ宿泊本部ニ異状ノ有無報告
 8. 宿舍清掃共ノ他後仕未、出張準備
 9. 会場所定場所ニ誘導
 10. 演壇場、体験発表会場ニ至ル分割部隊ノ行動指示
 11. 閉会式場、部隊誘導配慮
 12. 詔書、令旨頒布手配
 13. 歸還乗車マデノ部隊ノ處置
- 一 現地ニ付指示
- 一 宿泊地実地検分

三、地方團ノ携行品

1. 聖恩奉体國民精神復興旗 同上三脚
 2. 地方團旗並郡市田旗 同上三脚
 3. 救急薬
- (注意) 各旗手ハ白手袋ヲ用エルコト

三、團員ノ服装、携行品

1. 服装

团服、戦闘帽、卷脚絆（国防色）、腕章（地方団紫、市市区田綠、單位田赤）、襟章（大日本青年團員章）

2. 携行品

リッソノサツク又ハ雜糞、水筒、飯盒、湯呑、油紙、包紙、風呂敷（詔書、令旨奉持用ナルニ付清淨ナルモノ）

（注意）

携行品ニ附スベキ所屬田名ヲ記入ノ名札ヲ準備スルコト

四、行事細目及分掌

大會前日 七月六日（土曜日）

（一）集 結 午前中完了ノコト

（二）各地方團 新潟縣到着時刻並宿舎一覽表

地方團名	新潟駅到着	宿 舎	電話番号	係 員
樺 太	臨時大目 午前六時四分	湊 小学校		下 田
北海道	〃 〃 〃 六時四分	二葉小学校		梅 地

注意事項

新 潟	長 野	福 井	石 川	富 山	福 島	山 形	宮 城	秋 田	岩 手	青 森
	〃 〃 五時一分	〃 〃 九時六分	〃 〃 九時六分	〃 〃 九時六分	六日午前 一〇時三分	五日午後 一〇時三分 五日午後 一〇時五分	〃 〃 一〇時三分	〃 〃 六時四分	〃 〃 一〇時三分	〃 〃 六時四分
	宮浦小 学校	湊小 学校	萬代小 学校	浜浦小 学校	長嶺小 学校	大畑小 学校	新潟小 学校	鏡淵小 学校	入舟小 学校	豊照小 学校
	竹 内	下 田	田 島	野 口(岳)	望 月	田 代	加 藤(組)	藤 野	櫻 田	上 野

集 結

1. 係員ハ先遣員ト共ニ駅ニ出迎フルコト
2. 部隊到着ノ際、駅廣場ニ於テ利率者ヨリ宿舍係長到着報告ヲ受ケルコト

△ 参加申込人員ト突入員トノ照合

△ コノ際演技参加者、体験発表者ノ異同ニツキ照合

3. 駅前廣場ハ狹隘ナルニツキ敷地方固同時到着ノ際ハ餘々

係員間ニ整列位置ヲ協定シオフコト

4. 到着報告後、宿舍係長ヨリ宿舍ヲ指シ、當該小學校教

員ノ先導ニテ移動セシム

5. 聖恩奉体旗ハ取ヨリ直子ニ自動車ニテ縣廳奉安室ニ案内

スルコト

6. 係員ハ宿舍到着後直子ニ證書、令旨請書ヲ交付シ、受付

時刻マデニ所定時限ヲ記入セシメ置クコト

集結前宿舍設備ニツキ留意スベキ事項

1. 宿舍前ニ「〇〇縣青年團本部」ノ看板ヲ立テルコト
2. 校舎内ニ一室ヲ借受ケ「縣青年團本部事務室」ヲ設ケルコト

宿 舎 係

聖恩旗手

宿 舎 係

3. 照明設備、マイク口ホン、喫煙所、湯茶ノ設備、団旗樹立室、救護室等ノ点檢

宿舎訓練要項

1. 宿舎内ニ於テハ整然タル規律ヲ重シ靜謐ヲ旨トスルコト
 2. 朝夕ノ行事ハ全員参加ノコト
 3. 食事、起床、消燈ノ時聞ハ嚴守スルコト
 4. 舎内ニ於テハ服装ヲ茶サズ、特ニ食事ノ際ハ制服着用ノコト
 5. 所持品ノ整理、室内ノ清掃ニハ特ニ留意シ便所使用ニ際シテハ清潔ヲ旨トシ、樂書等ナザルコト
 6. 貴重品ノ紛失ナキ様各自充分注意スルコト
 7. 喫煙ハ所定ノ場所以外ハ嚴禁ス
 8. 舎内ニ於テハ絶対禁酒ノコト
 9. 大會期間中私用外出ヲ禁ズ、面会ハ段付ニ於テ處理ス
- 。係員ハ以上ノ要項ニ基キ特ニ
- ①火気、盜難ノ注意 ②病人ノ出タ場合ノ處置

ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(二) 食事

正午
於校舎

1. 係員ハ宿舍到着後直チニ同校ノ食事係ニ配給ヲ受クベキ
人員数ヲ通知スルコト

△ 食事ノ配給ハ六日ノ晝食ヨリ七日ノ夕食迄トス

△ 但シ八日朝出勤ノ場合ハ朝食迄トス(経費ハ先方負担)

2. 食事ハ全部一階ニ宿舍長(兼列率者)ノ指揮ニヨリナス
コト

3. 食事ハ静粛ニシ前後ノ處理、挨拶ハ明確ニスルコト

4. 食器ノ整理ニハ特ニ注意スルコト

5. 食事ニハ配給班ヲ督励シ食事ノ世話ヲナスコト

(三) 受付

於各宿舍
一ニ時

1. 受付ハ九時同ニ実施スルコト

○ 六時半—七時 長野

○ 七時—七時半 北海道

○ 〃 青森

○ 八時—八時半 秋田

○ 一〇時—一〇時半 福井、奉天

○ 〃 石川

宿舍係

- | | | |
|------|-----|----|
| ○十一時 | 土時半 | 富山 |
| ○ | | 岩手 |
| ○一時 | 一時半 | 福島 |
| ○ | | 宮城 |
| ○一時半 | 二時 | 山形 |
2. 受付ニハ本部ヨリ三名(宿舍係長ノ外庶務、會計)出張シテ之ヲ行フ
3. 到着ヨリ所定ノ行事迄可成リノ時間アルヲ以テ繰引率者ニ於テソノ責任ヲ以テ適宜處理スルコト
- 例ヘバ 綱領ノ暗誦、團歌ノ練習、葵亞青年行進曲ノ練習、分列ノ豫行等、特ニ市内見学等ノ場合ト雖モ濫リニ自由ナル行動ヲ許サズ、
- 団体訓練ニ留意スルコト
4. 受付ハ全員正規ノ服装ノヒナスコト
5. 受付ニハ先遣員ノ補助ヲ求ムルコト
6. 受付ヲナスベキ事項

- i 服装 田服、戦闘帽、巻脚絆（国防色）
 腕章（地方田紫、郡市区田緑、單位田赤）
 襟章（大日本青年田員章）
- ii 地方田旗、郡市田旗 並三脚
- iii 田旗手、白手袋
- iv 詔書、令旨ヲ色△風呂敷
- v 田員ニ注意シタル事項
 - イ、持参物 毛布、湯吞、水筒、油紙、飯盒
 - ロ、腸チブス並天然痘ノ予防注射
- vi 救急箱
- ク 徴集スベキモノ
 - i 一人一田五十銭宛、地方田一帖シテ納入スルコト
 - ii 係員ハ手メ領收書ヲ用意スルコト
 - iii 詔書、令旨請書
- ク 交付スベキモノ
 - i 大会参加章
 - ii 印刷物

iii 地方田名旗

。先遣隊ハ田会式后取巻メ返却スルコト

iv 係員脱章

。中隊長・小隊長

。直チニ服用セシムルコト

指示スベキ事項 (係員ヨリ當該縣責任者ニ對シ)

1. 地方田長・地方理事ノ宿舍ハ別ニ考慮アルコト

地方理事ノ宿舍ハ海軍用旅館トス

地方田長ノ代理ヲ認メズ

2. 参加章ハ左胸カケットノ上ニ下ゲルコト

3. 田時迄ハ外出ヲ許スコト。但シ田員ノ單独行動ヲ許サズ

コノ際特ニ買喰等ヲ嚴禁スルコト

4. 亦考参籠ノ集合時間・幹部打合会・演技参加者ノ予行ノ集合等ニ関スル注意

5. 宿舍内ニ於ケル生活訓練ヲ自主的ニ行フタメ尤ノ班ヲ置カシム

(四) 音楽隊指導

一時—四時

- i 警戒班——台内巡視、火気、盗難
- ii 配給班——食事配給、物品ノ配給
- iii 戻付(衛兵)——面会人ノ戻付
- iv 救護班——隊員ノ衛生救護
- v 記書、命令傳達班

。各班ノ勤務ハ當該地方田本部ニ於テ統制スルコト

- 1 新潟縣下音楽隊約百名、午前中ヨリ萬葉開拓館ニ来タリ
- 右一時ヨリ本田ノ指導ノモトニ練習ヲナス

。場所 館前廣場

- 2 本田プラスチックバンドモ参加ノコト

プラスチックバンド

(五) 幹部打合せ

於 縣 廳

時 台 二 時 半

一 三 時 半

- 1. 出席者

。地方田——田長又ハ之ニ代ルベキモノ、地方理事

。本 部——主任理事、総務部長、各係長

- 2. 次 第

司会 庶務係長

庶務係全員

(六) 指揮官打合

於縣廳
及現地
時二時半
— 四時

1. 出席者
本部 — 行李係
地方団 — 中隊ノ指揮ニ當ルモノ一名
2. 集田翁指揮ヨリ現地綜合グラウンドニ於テ部隊行動ノ打合ヲナス
3. 打合事項ハ當日別冊配布ス
1. 常務理事挨拶
2. 新潟縣学務部長挨拶
3. 指示
大会行事ニ関スル説明
3. 宿舍係員ハ右ニ時二十五分迄地方団出席者ヲ誘導スルニト
(指揮官打合モ同ジ)
4. 日高文雅晚餐会招待状ヲ交付スルニト

(七) 演技参加者

体験発表者

ノ豫行

於現地

時四時—
五時

(八) 彌彦参籠

時五時—

—翌日午前中

1. 出席者

本部—演技係

地方団—演技者、発表者

2. 集合場所—綜合グラウンド、相模場

3. 出席者ハ三時五十分迄ニ集合スルコト

4. 演技係長ヨリ當日ノ注意ヲナシソレハ種目毎ニ予行ヲ
指導ス

1. 参籠者ハ四時三十分マデニ白山駅前ニ集合スルコト

2. 本部ヨリ参加スルモノニ名トス

役員 一名

職員 二名

3. 参籠者ノ服装ハ正規ノ服装(田服、ゲートル、戦闘帽)ト

シ、持参スベキモノハ洗面用具ト風呂敷(記念エハガキ

ト御神符用)トス

4. 本部係員ハ新潟縣係員ト同道シ、予メ弥彦神社ヲ視察レ
オクコト(五日午前)

行事係

5. 参籠隊ノ出発並帰還時刻

○往路 白山駅発 午後五時

赤坂駅着 ヲ 六時三十分

○復路 七日午前十一時出発(バス三台分乗)

直チニ奉迎場ニ入ルコト

6 出発ノ際夕食ヲ持参シ列車内ニテ済スコト

○夕食ハ白山駅前ニテ喫給(六十人分)

○夕食ハ本部ニ於テ用意スルコト

7. 参籠中ノ行事ハ概テ次ノ如クナルモ係員ハ前以テ社務所
ト打合せスルコト

参籠中ノ行事

(1) 到着

(2) 参拜

(3) 参籠中ノ注意 七時—七時半

(4) 富岡官司講演 七時半—八時

(5) 夜ノ行事(一般ニ準ズ)

庶務係

〇七 日

(1) 起 床 午前四時半

(2) 禊 五時—六時

(3) 朝ノ参拜 六時—

(4) 朝ノ行事 (一服ニ準ズ) 引籠キ

(5) 朝食 七時—

八時—

殿下奉迎 (一列整列)

御 着 一〇時一〇分

。場所ハ打合セノ上決定ノコト

殿下御親拝 一〇時三〇分 (此、時刻大会参加者)

殿下奉送 全員黙禱

御 発 一〇時四〇分

8. 出発前 晝食ヲ持参シ乗車スルコト

。晝食ノ交渉

一 晝食 (一袋中 使用スヤキ 白。衣。ハ六十着分 宛宛送付シオク)

コト)

(和名) 皇親御親

心。三時。一。心。三時。一。心。三時。一。心。三時。一。

心。三時。一。心。三時。一。心。三時。一。心。三時。一。

〇七日

(1) 起 床

午前四時半

(2) 襖

五時—六時

(3) 朝ノ参拜

六時—

(4) 朝ノ行事 (一服ニ準ズ)

引籠キ

(5) 朝ノ食

七時—

(6) 宝物拜観

八時—一〇時

殿下奉迎 (一目整列)

御着 一〇時ニ〇分

。場所ハ打合セノ上決定ノコト

殿下奉送

御送 一〇時四五分

8. 出発前 晝食ヲ持参シ乗車スルコト

。晝食ノ交渉

一 匣記 (一 各鏡中伏用スベキ白衣。ハ六十着分丸記宛送付シオケ。コト)

○新潟縣西蒲原郡彌考村
彌考神社内 富岡要太郎氏宛

(九) 日程行事ノ

説明

米 宿 合
時 四 時 半
一 時 半

(一〇) 夕 食
於 各 台
時 六 時 一
六 時 半

1. 各地方田毎ニ宿舍ニ於テ実施スルコト
2. 四時以後ハ特別ナル田務以外外出ヲ許サズ
3. 宿舍長ヨリ行事日程其他ニツキ説明スルコト
 - i 大会ノ趣旨
 - ii 行事ノ大要
 - iii 宿舍内ニ於ケル注意事項
 - iv 行事参加ニツキ注意事項
4. 集田筋成ニツキ指算スルコト
 - i 六時迄ニ配給ヲ終ルコト
 - ii 配給班ハ前ニ同ジク配給ヲ取扱ナラシムルコト
 - iii 湯茶ノ準備ヲナスコト
 - iv 作法等ハ晝食ニ同ジ

宿 舎 係

(二) 日滿交難
 晩餐會
 於イタリヤ軒
 時六時—八時

1. イタリヤ軒ニテ新潟縣トノ共同主催ノ下ニ行フコト
2. 本部ヨリ出席スルモノ
 團長、常任理事、本部理事、総務部長、各係長、世話係数人
- 地方団ヨリ参加スルモノ
 地方團長、地方理事、青年團員代表ニ名宛
 本大会ニ列席セル賓

3. 次第

- 一、 歡迎ノ辞 新潟縣知事
- 一、 挨拶 大日本青年團長
- 一、 謝 辞 代表
- 一、 交難ノ挨拶 青年團員(新潟、北海道) 満洲國側ニ名
- 一、 フラスバンド演奏(国歌、興亞青年行進曲) 新潟市團員有志
- 一、 佐渡おけさ 新潟市團員有志
4. 招待状ハ幹部打合せノ際地方團関係者ニ交付ス
5. 満洲國代表トノ連絡(自動車)

庶務
 日滿行事係

本部バンド

庶務
 (日滿行事)

(三) 青年の夕

七時—
九時四十分

1. 集合振鈴 六時五十分

開始 七時

2. 次第 司会 宿 舎 長

1. 静 座

2. 用式ノ件

3. 宮城遙拜 (最敬礼)

4. 皇大神宮遙拜 (二拜ニ拍手一拜)

5. 彌彦神社遙拜 (〃)

6. 黙 禱

7. 田歌、舞亞青年行進曲指導 (小学校教員)

8. ラヂオノ共同聴取

— 八時一〇分ヨリ開始 —

新潟縣知事挨拶 一〇分

大日本青年團副団長理事講演 一〇分

拓務大臣講演 二〇分

海軍々樂隊演奏 二〇分

佐渡おけさ 一〇分

(三) 夜の行事
於各宿舍
時九時四十分

詩吟

9. 細領唱和

10. 田歌斉唱

11. 閉会ノ挨拶

宿舎長

一九分

1. 「青年の夕」終了後直ケニ行フコト

2. 次 筈

司会 箱舎長

静 座

指示注意

夜ノ挨拶

△ 指示注意ニ於テハ明日ノ行事ニツキ詳細指示スルコト

△ 就寝ニツイテハ特ニ静肅タルベキコトヲ注意ス

△ 就寝ニ際シテハ各自ノ所持品ヲ整理シ、起床ニ際シ混

雑ヲ来ササルヤウ注意スルコト

(四) 就 寝

於 宿 舎
時 十 時 一

1. 大会當日ハ行事ノ複線スルタメニ隊員ノ安眠ニツキ萬全ヲ期スルコト

(五) 巡 視

1. 本部員ハ一應自動車ニテ各宿舎ヲ巡回ス

大會當日

(七月七日) 日曜日

(一) 起 床

前 五 時

1. 係員ハ前四時三〇分起床ノコト
2. 警戒班ハ洗面・清掃ナド手際ヨク進捗スルヤウ督促スルコト

(二) 朝の行事

前 六 時 一

1. 全部校庭ニ集合ノ上人員點呼ヲナスコト (小隊毎)
2. 宿舎長ニ人員報告ヲナスコト
3. 次 第
 - 一 國旗掲揚 (君が代斉唱)
 - 二 宮城巡拜 (兼敬礼)

司 会 宿 舎 長

庶務係

宿舎係

宿舎係

(三) 朝食

於宿舎
時七時半

- 二、皇大神宮遙拜（二拜ニ拍手一拜）
- 四、黙 齊
- 五、綱領唱和
- 六、田歌斉唱
- 七、朝ノ挨拶
- 八、体 操
- 九、大体六時三十分ニ終ルコト

1. 配給班ハ体操ニ参加セズ「朝ノ行事」終了後直チニ配給
シ得ルヤウ手配スルコト
2. 湯茶ノ設備ヲスルコト

(四) 晝食配給

於宿舎
時八時半
八時五分

1. 八時五分マデニ終了スルコト
2. 水筒ニ湯茶ヲツメルコト

(五) 新潟縣田員ノ集結
— 九時半

1. 総合グラウンドニ集結
2. 新潟縣田員ノ集結ハ新潟縣ニ於テナス

(六) 宿舍出發

1. 九時各宿舍ヲ出發(係員先導)
2. 携帶品ハソノ俵、小学校ニテ保管ス
3. 晝食、水筒ヲ持参スルコト
4. 各地方田ハ救急箱ヲ持参スルコト

(七) 大會豫行
於現地
— 十時— 十一時半

1. 奉迎隊形ニ集合(別図)
2. 大會予行ハ十一時三十分ニ終了スルコト
3. 本田ブラスバンド、ラッパ鼓隊ハ参加スルコト
4. 標兵ヲ出スコト(新潟縣)
5. 国旗掲揚ノ練習(新潟、福島、長野各一名)

(八) 晝食、休憩
— 十一時半— 十二時半

1. 奉迎隊形ノマ、晝食トス
2. 晝食後包装紙ハポケットニ入レ散ラカサヌコト

行事係

(九) 大會
 時一、二時
 於陸上競技場

3. 用使ヲスマスコト
4. 十二時二十分マデニ終了スルコト

1. 大會開始前ノ行事

一 全員整列

一 二時二五分

二 滿洲國代表参加

一 二時三〇分

× 博物館前ニ十二時二十分迄ニ到着シ、十二時二

十五分同所出發シ集合セル田員ノ前ヲ通り所定

ノ位置ニワク

× 自己ノ隊列ノ前ヲ通過スル際拍手ヲ以テ迎フル

コト

三 聖恩奉仕隊奉迎

一 二時三五分

× 聖恩旗手八十二時際聖恩奉安室ニ集合スルコト

× 隊員出發十二時十分、博物館ニ待機シ同三十分

出發ス

× コノ際田員二十名(新潟縣)護衛ス

行事係

庶務
 (百濟文庫)

。所定ノ位置ニツクコト

。護衛ノモノヲカヘルコト

×本部旗ヲ一切ノ世話ヲナスコト

×号令、各集団毎ニ集団総指揮ノ命令ニヨリ号令ス

×田員ノ敬礼ヲ受ケテ所定ノ位置ニツク

来賓ノ受付

1. 十二時三十分ニテ打切ルコト、案内状ニモ其ノ旨明記スルコト

2. 来賓ノ受付ハ新潟縣ト打合セノ上同時ニナスコト

3. 来賓ニ交付スル印刷物ノ作成(パンフレット番組)

4. 来賓用ノマーク

。来賓ト貴賓トヲ分ケルコト

。祝辞、訓示ヲクレルモノ

5. 来賓、其他ハ十二時四十分迄ニ入場ヲ終ルコト

6. 一般參觀人ハ監督者引率ノ下十二時迄ニ芝生席ニ入場

接待係

スルコト

×整理

師範学校専攻科生徒

少年團員

式場

1. 新潟縣当局ト連絡ノ上一應妥檢スルコト

。演技場、発表会場、相撲場、御席等

。奉祝式典、御祝詞台ノ御席

2. 海軍々衆隊八十二時三十分入場、所定ノ位置ニワクコト

3. 標兵ヲ手メ整テ置クコト

十二時五〇分

殿下殿廳御出発

。奉迎 (号令)

奥田総指揮

殿下會場台臨

。会場内全員十二時五五分起立ノコト

。通告 可會 夜秀係長

。君カ代表衆 海軍々衆隊

。開始ノ台詞

(5) 分列式

一時

殿下御視閲台御登壇

。最敬礼

号令

1. 開始言上 (田長)

2. 合同ト同時ニ分列開始 (別圖)

3. 分列ニワキテハ別紙参照

4. 式典隊形ニ整列

5. 分列終了言上 (田長)

6. 殿下ニ対シテ敬礼 号令 集田総指揮

殿下ハ團長ノ御先導ニテ御席ニ御着席

7. 貴賓モ着席

。祝辞、訓辞ヲナス者ノ座席ヲ式台近ク設ケルコト
。田長、席任理事席モ同ジ

可會 庶務係長

一 開式ノ辞 (本部理事)

一 国旗掲揚 (海軍々衆隊演奏)

(2) 大会式典

於陸上競技場
一時四十分頃
一時四十五分

神原

行事係

庶務係

(新潟 福島 長野ヨリ一名)

一宮城遙拝 (長次礼)

一皇大神宮遙拝 (二拜ニ拍手一拜)

一榎原神宮遙拝 (〃)

一若水代奉唱 (海軍々隊)

一黙 拜

一詔書奉読

一令旨奉読

一御言葉奉読

一詔書及令旨傳達

。地方田長前列ニ整列シアルコト

。地方田長代表ニ交付ス(新潟縣田長)

一綱領唱和 (主唱 帝任理事)

一田長告辞

一新潟縣知事式辞

一総理大臣訓辞

一文部大臣訓辞

(進 撤 田 總)

(進 撤 梅 地)

(進 撤 田 總)

(進 撤 梅 地)

- 一 國民精神總動員本部會長祝辭
- 一 滿洲帝國協和會青少年團代表挨拶
- 一 天機奉何 御機嫌何 (兼任理事)
- 一 宣言決議 ()
- 一 慰問決議 ()
- 一 紀元二千六百年頌歌斉唱 (海軍之樂隊)
- 一 田歌斉唱 (海軍之樂隊)
- 一 萬歲三唱 (主唱 田長)
- 一 閉式ノ辞 (本部理事)

最敬礼

殿下御退場 (二時四五分)

1. 宣 告 庶務係長
 2. 召办代表衆
 3. 一同敬礼
- 。貴賓退場 (先導 接待係長)

接待係

(三) 演技並市
 内行進用
 始ノ準備

1. 貴賓退場后 直チニ準備ニ着手ス
 2. 市内行進ニ参加セズ各会場ニ配属セラルル人員ハ責任者
 引奉ノモトニ所定ノ位置ニ集合スルコト

割當

公會堂	他道縣	三〇名宛
新寫縣	他道縣	一〇〇名宛
新寫縣	他道縣	三五〇名宛
新寫縣	他道縣	二〇名宛
新寫縣	他道縣	五〇〇名宛

右新導係
 公會堂
 演技場
 川相撲場
 3. 新導係ハ三時迄各割當人数ヲ引奉レテ所定ノ位置ニツク
 コト

行 事 係
 演 技 係

③ 市内行進

4. 判当人員ハ選士発表者ヲ含まズ

1. 各会場ニ配属サレタル者ノ外ハ全部参加スルモノトス
2. 行進順路

競技場— 縣廳前— 榎谷小路— 十字路— 右町
— 右町十三番町— 榎公園— 上大川前通— 榎谷
小路— 十字路— 右町— 白山公園— 競技場

3. 行進中ノ吹奏

軍樂隊、本田バンド、ラッパ隊

4. 行進中ノ注意事項ハ前ニテ団員ニ徹底シテオウコト

5. 行進終了後ハ参加者ハ整然競技場芝生席ニ入り休憩スル
コト(五時閉会式隊形ニツクコト)

○コノ際殿下演技場ニ台臨ノ時刻ナルヲ以テ周到ナル
注意ヲナスコト

6. 行進終了後聖恩旗ハ縣廳ニ入り旗手ハ直チニ包装スルコ
ト

行李係

向体験発表

會

三時—

7. 荷洲國代表ハ直チニ演技場ニ入ルモノトス

1. 発表者ハ三時迄ニ所定ノ場所ニ集ルコト

2. 係員ハ予メ発表者ヲ段ケルコト

3. 係員ハ荷洲國代表ニ名トノ連絡ヲナスコト

4. 会場ノ設備

(1) 演 題 — バル

(2) 発表者ノ位置ノ研究

殿下台臨 三時四五分

(1) 通 告

(2) 一同起立、最敬礼

5. 殿下台臨、御退場ノ際ハ発表中ノ発表者ト虽モ直チニ中

止シ、殿下ニ直面シテ最敬礼ヲナスコト

殿下御退場 四時一分

(1) 通 告

(2) 一同起立、最敬礼

6. 終了後ハ待機、上係員ノ指示ヲ俟テ閉會式場ニ入ルコト

演 技 係

演
技

(係員先導)

1. 番組ハ本部ニ於テ抽籤ノ上決定ス
2. 相撲——相撲場
柔、剣、銃剣道——野球場
3. 会場ハ新葛縣ニテツクルモ本部係員ハ一心点檢スルコト
4. 参加者ハ二時五五分迄ニ所定ノ場所ニ入り準備スルコト
×所定ノ場所
5. 用具ハ前以テ(大会予行前)持参シ名札ヲ附シ仕度場ニ
置クコト
6. 係員一覽表
柔道
剣道
銃剣道
相撲
7. 審判トハ予メ打合ハスコト、審判員ノ控室ヲ設ケルコト
8. 係員ハ試合前規程ヲ熟読スルコト

演
技
係

演技場

柔道

剣道

銃剣道

相撲場

- 9 係員ハ試合ノ進行ニ留意シ五時迄終了セシムルコト
- 10、本部ニ於テハ前以テ審判員ノ宿舎ヲ準備スルコト
- 11、係員ハ記録ヲツケルコト

殿下 台臨 四時一五分

(1) 通告

(2) 一同起立 最敬礼

殿下 御退場 四時四〇分

(1) 通告

(2) 一同起立 最敬礼

- 1 試合進行ヲ明示スル掲示板ノ設備ヲナスコト
- 2 一般見物人ハ二時二十分迄ニ所定ノ位置ニ入場スルコト
- × 際当局ヲ參觀券ヲ準備スル
- × 整理、師範学校専攻科生

殿下 台臨 四時四三分

(1) 通告

(2) 一同起立 最敬礼

(丙) 閉會式

於 競技場

時 五時半

— 六時

殿下 御退場

五時

(一) 通告

(二) 一同立立、最後礼

殿下

台唱、御退場共選手ハ前ニ会ジ

1. 体験発表、演技終了後、全員午後五時半迄ニ閉會式場ニ

集結ス

2. 誘導者ハ前ニ会ジ

3. 集結ノ隊形ハ大会式典ト会ジ

4. 次第

司会 庶務係長

開式ノ辞 (本部理事)

宮城達揮

田長訓辞

演技参加章 授與

参加団代表 謝辞

× 幹部打合会ニ於テ決定ノコト
萬歳三唱

閉式ノ葬（本館理事）

5. 終了後係員先導ノモトニ宿舍ニ向ツテ行進ス

6. 聖恩奉休旗手ハ旗護手ト共ニ探籠ニ入り聖恩旗ヲ受ケト
ルコト

(E) 夕 食

1. 配給班ハ手際ヨク配給ヲ終ルコト
2. 湯茶設備

(F) 詔書並令旨
頒布

1. 頒布ハ各地方田毎ニ行フコト

2. 宿舍係員ハ小学校責任者ヨリ詔書並令旨ヲ受取り参加団員数丈ケ頒布スルコト

△詔書及令旨ハ前日中ニ小学校ニ輸送シ小学校長責任ヲ以テ保管スルモノトス

3. 詔書並令旨ハ不参加団ニ対シテハ頒布セズ即チ不参加団ノ代理受理ヲ認メズ

4. 頒布ヲ受ケタル団員ハ風呂敷ニ包ミ丁重ニ奉持スルモノトス

返 還

5. 福島、宮城、岩手、各地方田八午后八時新潟取発車ナル
 マ以テ係員ハ地方田幹部ト連絡、上頒布ニツキ適切ナル
 處置ヲトルコト
 6. 頒布ノ際地方田長ヨリ簡單ナル訓示ヲナスコト

1. 新潟取発時刻一覽表

地 方 田 名	時 刻 (新潟取発)
樺太、北海道、青森	臨八日午前八時
秋田	〃 〃 六時三〇分
福島、宮城、岩手	臨七日午後八時
福井、信濃、石川、長野	臨八日午前〇時四〇分
山形	〃 〃 八時一七分

2. 各田ハ輸送時刻ニ〇分前迄ニ駅前ニ到着スルヤウ宿舎ヲ
 出発スルコト
 3. 宿舎ニハ遺留品ナキヤウ注意スルコト

- 4、出発前ナルベク宿舍ヲ清掃スルコト
- 5、係員ハソレレ、駅頭ニ見送ルコト
- 6、駅頭ノ混雑ヲ避ケルタメ係員ハ予メ列車搭載係ト共ニ充
分打合せヲナスコト
- 7、七日夜新潟市ニ滞留スル地方団ハ全夜ハ外出ヲ禁止ス
- 8、樺太、北海道、青森、山形、各団ハ八日午前六時半迄ニ
宿舍ヲ清掃ノ上出発スルモノトス
- 9、七日夜八日朝ノ行李ハ前日ト全シ

大日本青年団地方動員大会

興亞青年意見発表大会注意事項

- 一、参加資格 各地方団一名宛
- 一、発表者ハ参加代表者中ヨリ選出スルコト
- 一、発表者ノ発表時間ハ一人七分間トス
- 一、発表者ノ発表時間ガ所定ノ時間ヲ超過スルトキ合図ニヨリ停止セシム
- 一、発表者ノ発表内容ハ本団ニテ審査セル原稿以外ニ及バザルコト
- 一、発表者ニ対シテハ別ニ参加章ヲ授與ス
- 一、聴取ハ静肅ヲ旨トシ派次声援ヲ禁止ス

演技参加注意事項

一、参加員数

剣道、柔道、銃剣術、相撲、一地方団各三名宛

ニ、参加資格

1. 選手ハ参加代表者中ヨリ之ヲ選出スルコト
2. 選手ハ凡テ該競技ニツキ之ヲ業トシ、若シクハ報酬ヲ受クル指導者ニアラサルコト

三、試合ノ方法

1. 試合ノ方法ハ「勝残法」トス
2. 各田ヲ抽籤ニ依リ組合セ三者ノ試合ヲ行ハシメ其ノ勝星ニヨリ勝敗ヲ定ム
3. 勝負ハ凡テ一本トス
4. 審判員ノ裁決ニ対シテハ一切異議ノ申立ヲ許サズ
5. 番組決定セラレタル以後ニ於テ出場セザル場合ハ相手方ノ勝トス

四、防具

1. 演技ニ於テ試合ニ必要ナル用具ハ選手各自持帶スルモノトス
2. 柔剣道着ハ大日本武徳会、講道館ニ於テ普通使用セラレツツアルモノトス
3. 銃剣術選手ハ袖服（上衣ヲ脱グ）、巻脚絆（國防色）、運動靴又ハ地下足袋ニ防具

ヲ着用ス

4. 相撲ノ褌ハ木綿織白無地トス（地質ハ厚織堅齊又ハ帆織）

五、演技参加章

演技参加者ニハ別ニ演技参加章ヲ授與ス

六、會場ニ於ケル注意

1. 會場ニ於テハ絶対ニ係員ノ指揮ニ從フコト

2. 會場内ニ應接旗其他之ニ類スルモノノ持帶ヲ許サズ

3. 應接ハ拍手以外之ヲ嚴禁ス

市内 行進 訓練

一、市内行進ニ際シテハ九記事項ヲ遵守シ正々堂々トシテ青年團ノ統制アル田結ヲ表示ス

ルコト

1. 整然タル行進ニ終始シ隊形ノ整正、距離、間隔ノ保持ニ注意スルコト

2. 途歩ト雖モ歩調ノ整一ニ努メ間歩スルコト

3. 行進ノ改滞ヲ緩和スルタメ先ノ隊間距離ヲ設クルコト

大隊間 二十四歩
中隊間 十二歩

4. 先頭部隊ハ歩度ノ整齊ニ注意シ全隊ニ撞着遊滞ヲ波及セシメザルコト

5. 幹部ハ常ニ部下ノ列員ニ注意シ整然タル行進及風紀ニ注意スルコト

6. 途中道路ノ狹隘又ハ工事箇所ノ通行ニ際シテハ先行部隊ニ準フコト

7. 幹部ハ道路ノ横断ニ際シテハ適當ナル指示ヲ與ヘ交通事故防止混雜防止スルコト

8. 途歩ト雖モ靜肅ヲ旨トシ言動ヲ慎シムコト

9. 已ムヲ得ザルトキノ外隊列ヲ離ルベカラズ、隊列ヲ離ルル時ハ中(小)隊長ニ届出デ無断行動セザルコト(湯茶ノ如キモ堪ヘテ隊列ヲ離レザルコト)

10. 行進中服装ヲ紊サザルコト

11. 行進中ハ喫煙セザルコト

12. 急病患者ソノ他事故アルトキハ隊長ニ報告シ救護スルコト

第 二 八 號

保存期限
決裁指定
局長
決行指定

大臣	房官大臣	主務局長	受領	提出
了結	領受	昭	昭	昭
昭	昭	昭	昭	昭
和	和	和	和	和
年	年	年	年	年
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

決行後	連帶
局長	局長

長課	長課
代	代
代	代
代	代

大臣委	主務局長	次官	政務次官	參與官	書記官	審案
局長	高級副官	主務副官	主務課員	審案	審案	審案
局長	高級副官	主務副官	主務課員	審案	審案	審案

件名 航空許可ニ関スル件

受領番號 陸軍部 航空課 第一五八七號

政務次官 回付 決裁前後 連帶 軍務課 航空課 航空班

決行(決裁)後 回覽課名 軍務課

起元應(課)名 日本航空株式会社

拾年保

陸軍

(皇軍部表同十知照...)

陸軍部表同十知照... 陸軍部表同十知照...

對稱... 陸軍部表同十知照...

陸普

副官ヨリ出願人へ通牒(勅命憲兵分隊經由)

四月十八日

附出願首題ノ件許可セラレタルニ付軍機保護法施行

規則第十八條ニ依リ許可證ヲ交付ス

追テ外地ニ於ケル航空ニ関シテハ現地軍ノ指示ニ依ラレ度為念

三一九号

許可證

東京市

大日本航空株式会社

一行 爲

定期航空、定期航空ノ為ルル航空輸送及試験航空

一、場所(區域)

別紙第一ノ通

一、本證有効

自昭和十五年六月一日起至昭和十五年六月三十日

一、條 件

別紙第二ノ通

陸軍省三五七四號

昭和十五年五月三十日

陸普

副官ヨリ各防衛參謀長、東京、豊後、長崎、奄美

大島、基隆、鎮海、永興、父島、津軽、樺湖、下

関、高雄、志岐、由良各要塞司令官、各軍參謀長、

留守第七師團參謀長、支那派遣軍總參謀長、

(ハ限ニノモルテノ記ノ項事ニ死入本) 無一本抄録口

類事キハノ附添ニ紙本

(一) 陸軍省 昭和十五年五月三十日

陸軍省 昭和十五年五月三十日

台

陸軍

陸軍運輸部長 留守才高陸軍部長 へ通牒

首題ノ件ニ関シ別紙申號ノ願出ニ対シ乙號ノ通許可セラレタルニ付依命通牒ス

陸普第三五七四號

昭和五年五月三十日

陸普

副官ヨリ旅順及澎湖島要塞司令官

へ通牒

五月六日附旅要地才三五號首題ノ件別紙ノ通許可セラレタルニ付依命通牒ス

注意

澎湖島要塞司令官ハ分ハリ内ヲ

五月二十四日附電報申請ト作成セラレ度

陸普第三五七四號

昭和五年五月三十日

宣

陸普電

副官ヨリ高雄、澎湖島及旅順要塞司令官

へ電報

トキロシムス

大日本航空會社定期航空前由ト同一條件

昭和十五年五月三十日

395

陸普電 一四〇

命

ス

許可

ニテ

キス

セアル

依

命

リアク



1. 戸籍抄本一通 (本人死。事項ノ記載シテモノ限ニ限ル) 本紙ニ添付スルキ書類

用2

紙別

調査上ノ注意摘録

第一細三六二號ハ

昭和十四年陸支 (普)

別紙第一

航空場所

- 1 東京 | 鹿島 | 仙臺 | 盛岡 | 青森 | 木古内 | 札幌
- 2 東京 | 静岡 | 大阪 | 高松 | 福岡
- 3 福岡 | 那覇 | 臺北
- 4 福岡 | 沖島海上西方及東方十五軒外 | 蔚山 | 大邱 | 京城
- 5 京城 | 海州 | 貔子窩 | 大連
- 6 京城 | 平壤 | 新義州 | 奉天 | 新京
- 7 京城 | 開城 | 平壤 | 新義州 | 大連
- 8 京城 | 永興 | 咸興 | 清津
- 9 大阪 | 明石 | 生野 | 豊岡 | 米子
- 10 東京 | 静岡 | 名古屋 | 大阪 | 米子
- 11 長野 | 直江津 | 富山 | 金澤 | 福井 | 敦賀 | 大阪

- | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|
| 20 | 大阪 | 高松 | 松山 | 別府 |
| 19 | 横濱 | 戸越 | 腰越 | 江ノ島 |
| 18 | 福岡 | 唐津 | 日ノ浦 | 宇久島 |
| 17 | 臺北 | 遮波角 | 廣東 | |
| 16 | 大阪 | 須磨 | 今治 | 行橋 |
| 15 | 東京 | 静岡 | 名古屋 | 奈良 |
| 14 | 臺南 | 查母幌 | 裏正角 | 馬公 |
| 13 | 臺北 | 新竹 | 臺中 | 臺南 |
| 12 | 東京 | 高崎 | 長野 | 高田 |
- 臺灣
 屏東
 潮州
 枋山
 臺東
 宜蘭
 宜蘭
 臺北
 上海
 サイパン
 八丈島
 東部
 大島
 犬島
 上海
 宇久島
 日ノ浦
 唐津
 福岡
 廣東
 遮波角
 臺北
 須磨
 今治
 行橋
 福岡
 奈良
 大阪
 名古屋
 静岡
 東京
 馬公
 裏正角
 查母幌
 臺南
 高田
 新瀉
 高崎
 長野
 高田
 新潟

（凡例）一、本抄本（本）人死。事。項。ノ。記。述。モ。ル。テ。モ。二、凡例

一、本紙ニ添テ附キテキル類

（第一）一、六、二、三、ハ、大、和、通、十、四、年、ノ、支、景

紙、用、上、ノ、意、摘、録

22 21

大阪 | 岸和田 | 海南 | 徳島 | 室戸岬 | 高知
米子 | 大邱 | 京城

右
各
線
ノ
往
復

別紙第二

條

件

一、航空禁止區域

1. 宇品港域内ニ於テハ山陽線西條驛一同大竹驛ニ至ル鐵道線路（含

ム）以南ノ地域

2. 下關要塞地帯ニ於テハ鳶ノ巢山一足立（霧ヶ丘南方約一軒半）一

紫川河口一名古屋岬一妙見崎一鍾崎一草崎一楯崎一相島東崎ヲ連

ヌル線ト神ノ島一徳力一横山一枝光驛一芦屋町南端一田野一深田

一津屋崎町ヲ連ヌル線ノ中間區域ヲ除ク以北及以南ノ地域但シ天

候不良竝ニ發動機故障等ノ爲止ムヲ得サル事由ニ依リ下關飛行場

へ不時着スル場合ハ此ノ限ニアラス

3. 東京灣要塞地帯内ニ於テハ横濱一小糸川河口一古畑一千倉ヲ連ヌ

ル線以西竝ニ横濱一江ノ島一城ヶ島西方十軒一洲崎西方十軒ヲ連

ヌル線以東

4. 津輕要塞地帯内ニ於テハ「くぬべつ驛」「ききょう驛」「銚子

岬ヲ連ヌル線以南及「くぬべつ驛」一葛當支岬東方四紆ノ地點ト
 矢越岬一 大間岬間ノ中央ヲ連ヌル線以東竝ニ同要塞地帯其ノ三
 5. 壹岐要塞地帯内ニ於テハ唐津町一 烏帽子島一 小呂ノ島東方五紆ヲ
 連ヌル線以西

6. 關東州ニ於テハ董家溝屯一 馬橋子屯一 柳樹屯部落北端一 石家屯ヲ
 連ヌル線ノ東方及南方竝ニ石家屯一 韓家屯一 營城子驛一 黃龍尾屯
 ヲ連ヌル線ノ南方及西方ノ地域

7. 臺南一 澎湖島間ニ於テハ京吉嶼一 虎井嶼一 大倉島各東端ヲ連ヌル
 以西ノ地域

8. 由良要塞地帯ニ於テハ紀ノ川口ト淡輪ヲ連ヌル線ノ以西竝ニ紀ノ
 川口ト沼島ノ南端ヲ連ヌル線ノ以北
 9. 廣島縣豐田郡忠海町大久野島竝ニ其ノ地先三海里以内ノ海面及其

(ル限ニノモルテハ) 專記ノ項ト死(本) 無一本抄註曰 I

類事キハス附添ニ紙本一

(トコノ照參 四十年 官通和 大ハ 號ニシ 六冊ニ 第一細 詳)

録 意 注ノ上 添 離 紙 冊 用之

ノ海面内ノ島嶼

二、航空高度

宇品港域、下關、東京灣、津輕、由良、壹岐及高雄要塞地帯内、臺南、澎湖島間ニ在リテハ五〇〇米以下竝ニ關東州防禦營造物地帯ニ在リテハ三〇〇米以下タルヘシ

三、航空時期

津輕、下關及壹岐要塞地帯及宇品港域内航空ハ天候不良ノトキ又ハ夜間航空ノ場合ニ限ル

曰其ノ他

ノ襟濱一バラ才間航空ニ於テハ父島及母島東方五軒外方ヲ航空スヘシ

二本航空ニ從事スル者及乗客ニ對シ軍機保護法及要塞地帯法ノ趣旨ヲ徹底セシムヘシ

3. 臺南—澎湖島間航空ニ於ケル航路ハ臺南—查母嶼—裏正角—飛行場トス

4. 臺南—澎湖島間航空ニ關シ航空會社臺南及馬公出張所長ハ搭乘者名簿ヲ速ニ最寄憲兵分隊ニ送付スヘシ

5. 本航空ニ際シ宇品港域、下關、澎湖島、東京灣、壹岐、由良、津輕及高雄各要塞地帶並ニ關東州防禦營造物地帶以外ノ要塞地帶ノ上空ヲ航空スヘカラス

6. 下關、高雄、東京灣、津輕、由良、壹岐及澎湖島各要塞、宇品港域並ニ關東州防禦營造物地帶内航空ニ際シテハ航空機ノ窓ヲ完全ニ遮蔽シ窓外ヲ見エサル如ク處置スヘシ

7. 本航空ニ際シテハ寫真機及双眼鏡等ノ使用ヲ禁ス從テ之カ爲所持者ニ適當ノ處置スヘシ

8. 必用アリト認ムル場合ハ陸軍官憲ヲ搭乘セシメ若ハ本條件ヲ變更シ又ハ本航空ヲ中止セシムルコトアリ

(凡例ニモルテ機ノ損壞ノ事項。本人死。第一本機機口)

機量キヘノ附添ニ機本、一

(本機ノ機體通和四十年
陸軍部第六〇一號ハ機體
機體通和四十年陸軍部
第六〇一號ハ機體)

機體通和四十年陸軍部
第六〇一號ハ機體

防衛

陸軍省 第一五八七

陸軍省 15.5.25 官印

陸軍省 15.5.25 防衛課

編譯者

電報譯

五月二日 午前午後

五時一分發

第二八號

陸軍省副官宛

發信者

澎湖島要塞司令官

台南、澎湖、島間定期航空使用八十四年陸普英七


五八號、許可條件ニテ六月一日ヨリ十一月三十日

迄許可セラレ度願書奏送ス

陸軍

54.

陸軍電信著信紙

文	本	指 定	受 信 氏 名	發 局	著 局
	ノキシヨ、ソウソウス（ホカス） ノキヨカジ ヨウケンニテ六ツキーヒヨリー ツキミ〇ヒマデ キヨカセラレタシ、ガ タイナン、ホウコトカンテキキコウクウ、シヨウ ハー四ネンリクフダ イ七七五八ゴウ		リクグ ンセウフクカン	官 九四号 ホウゴ 三〇七 コ五時一〇分	九三 通過番號 午後 受修分 時 分 技手 タ 著信番號
		事 記		附 日 印	
					

旅要地第三五號

關東州防禦營造物地帶航空許可ノ件申請

昭和十五年五月六日

旅順要塞司令官 井出 宣 時



陸軍大臣 畑 俊六 殿

昭和十五年四月十八日附大日本航空株式會社總裁中川健藏出願ニ係
ル首題ノ件小職ニ於テハ別紙條件ヲ附シ許可差支無之意見ニ付認可
相成度

關東州防禦營造物地帶令第四條及軍機保護法施行規則第五條ニ依リ
申請ス



陸軍

別紙

關東州防禦營造物地帶内航空許可條件

一、航空機及乘務員ノ種類

使用航空機ハ大日本航空株式會社所屬機トス

操縦士及機關士モ亦同シク其變更ヲ要スル場合ハ豫メ旅順要塞司令官ノ許可ヲ要ス

二、航空ノ目的

一、定期航空

二、定期航空ノ爲ニスル空中輸送及試驗航空

三、航空禁止區域

都家甸子（小霧灣西北岸）一 小孤山官一 和尚屯（大霧灣西岸）一 柳
樹屯部落北端一 老龍頭一 甘井子一 沙河口官石家屯ヲ連ヌル線ノ東方
有兩方竝石家屯一 岔溝官史家旺山一 營城子驛一 黃龍尾屯ヲ連ヌル線
ノ兩方及西方ノ地域トス

四 航空高度

三百米以下トス

五 許可期間

自昭和十五年 六月一日
至昭和十五年十一月三十日

六 其ノ他

- (一) 禁止區域内ノ飛行ニ在リテハ寫眞機及双眼鏡類ノ使用ヲ禁ス
- (二) 乗務員ニ對シ關東州防禦營造物地帯令第四條ノ趣旨ヲ徹底セシムルモノトス
- (三) 發着ニ當リテハ陸軍官憲ヲシテ所定ノ検査ヲ爲サシムルコトアリ
- (四) 旅順要塞司令官ハ必專アリト認ムル場合ハ取締ノ爲職員ヲ搭乘セシメ或ハ隨時本航空條件ヲ變更シ又ハ本航空ヲ中止セシムルコトアリ

旅順軍司令部

大連憲警第一八二號

軍機保護法施行規則ニ基テ願送付ノ件

申達

昭和五年五月五日

大連憲兵分隊長 中頭

大連憲兵分隊長印

經由

陸軍大臣畑俊六殿
別紙ノ通り航空許可願申請アリ
ルニ付調査ノ結果意見書相添
一申達ス

陸軍省
陸軍省
陸軍省

意見書

東京市芝区田村町一丁目三番地一

大日本航空株式会社

總裁 中川健藏

右者軍機保護法施行規則第五條ニ依リ航空
許可願方申請アリタルニ付調査シタルニ許可
支障ナキモト思料ス

昭和十五年五月四日

大連憲兵分隊長 中頭 健



陸軍大臣 畑俊六 殿

翔町憲警第九七四號

意見書

昭和十五年四月十九日 翔町憲兵分隊長 平林茂樹

翔町憲兵分隊長 甲

陸軍大臣

畑

俊六殿

東京市芝區田村町一丁目三一
大日本航空株式會社

總裁

中川

健

藏

右者別紙ノ通り軍機保護法施行規則等
五條ニ基キ航空許可方願出スルニ付
許可然キモノト思料ス





日航運第四一四號

昭和十五年四月十八日

二元九角



東京市芝區田村町一丁目三番地一

大日本航空株式會社

中川健

藏

陸軍大臣 畑俊六 殿

航空許可願

左記ノ通り航空致度軍機保護法施行規則第五條ノ規定ニ依リ許可相成度候也

記

一目的

(1) 定期航空 (旅客、貨物、郵便物ノ輸送)



(2) 定期航空ノ爲ニスル空中輸送及試験航空
ニ出發地、出發日時、通過地、到着地、到着豫定日時

別紙ダイヤ及別紙附表ニ依ル

三

(1) 航空機ノ種類、機体ノ型式

(2) 發動機ノ型式及馬力

(3) 國籍記號、登録記號

(4) 乗員ノ現住地、氏名並ニ乗員ノ技倆證明及免狀ノ種類

別紙ノ通り

四 其他参考ナルベキ事項

自昭和十五年 六月 一日

至昭和十五年十一月三十日

附表一

區間	通過地
(1) 東京・札幌間	東京―鹿島―仙臺―盛岡―青森―木古内―札幌
(2) 東京・福岡間	東京―箱根―靜岡―濱松―津―奈良―大阪―高松―今治―祝島―姫島―行橋―飯塚 ―福岡
(3) 東京・大阪間	東京―箱根―靜岡―名古屋―龜山―上野―奈良―大阪
(4) 大阪・福岡間	大阪―須磨―高松―今治―祝島―行橋―飯塚―福岡
(5) 福岡・京城間	福岡―沖島海上十五軒外―蔚山―大邱―秋風嶺―京城
(6) 京城・北京間	京城―青島―昌邑―天津―北京
(7) 福岡・上海間	福岡―唐津―日ノ浦―宇久島―上海
(8) 上海・南京間	無錫―常州―句容―南京
(9) 福岡・臺北間	福岡―富岡―上甌島―那霸―富貴角―淡水―臺北
(10) 京城・大連間	京城―海州―貔子窩―金州―大連
(11) 京城・新京間	京城―平壤―新義州―新京
(12) 京城・大連間	京城―開城―新幕―平壤―新義州―貔子窩―金州―大連
(13) 京城・清津間	京城―鐵原―永興―咸興―清津


(23) 大阪・米子間	大阪―明石―生野―豊岡―米子
(24) 大阪・長野間	長野―直江津―富山―金澤―福井―敦賀―大津―大阪
(25) 東京・新潟間	東京―川越―高崎―輕井澤―上田―長野―高田―新潟
(26) 臺灣島内線 臺北・臺北間	臺北―新竹―臺中―臺南―高雄―潮州―枋山―臺東―花蓮港―宜蘭―臺北
(27) 臺南・馬公間	臺南―查母嶼―裏正角―馬公
(28) 大阪・別府間	大阪―高松―松山―別府
(29) 大阪・高知間	大阪―岸和田―海南―徳島―室戸岬―高知
(30) 東京・米子間	東京―靜岡―名古屋―大阪―米子間
(31) 米子・京城間	大邱―京城
(32) 横濱・サイパン間	横濱―腰越―江ノ島―大島―八丈島東端―父島―サイパン
(33) サイパン・パラオ間	サイパン―ロターウルシーヤツプ―パラオ
(34) 台北・廣東間	台北―遮浪角―廣東

備考

出發地、出發日時、到着地、到着豫定日時ハ別紙「ダイヤ」ニ依ル

定期航空發着時間表

(自) 昭和15年4月1日 (至) 昭和15年9月30日



備考

- (1) 發着時間ハ内地時間ヲ示ス
細字ハ午前太字ハ午後ヲ示ス
- (2) 括弧内数字ハ便名ヲ示ス
- (3) ----- 線ハ中華航空會社線
- (4) - - - - - 線ハ滿洲航空會社線

區間	便名	使用機
東京・福岡	111・112	ダグラスDC III型
大阪・福岡	101・102	ダグラスDC III型
福岡・大邱・京城	131・132	ダグラスDC III型
東京・上海	131・132	ダグラスDC III型
上海・南京	131・132	ダグラスDC III型
南京・漢口	103・104	中島式AT2型
漢口・新加坡	101・102	中島式AT2型
東京・台北	141・142	三菱式双葉一型
台北・北京	121・122	ダグラスDC III型
北京・天津	201・202	川西式大型飛行機
天津・平壤	55・56	一四式水上機
平壤・大連	53・54	一四式水上機

區間	便名	使用機
東京・名古屋	12・3・4	スーパー・エニヴァーサル
大阪・福岡	12・5・6	スーパー・エニヴァーサル
福岡・大邱・京城	1・2	中島式AT2型
東京・上海	1・2	エクスプレス・エニヴァーサル
上海・南京	11・12	スーパー・エニヴァーサル
南京・漢口	13・14	スーパー・エニヴァーサル
漢口・新加坡	51・52	スーパー・エニヴァーサル
東京・台北	15・16	三菱式双葉一型
台北・北京	71・72	川西式大型飛行機
北京・天津	1・2	エクスプレス・エニヴァーサル
天津・平壤	1・2	中島式AT2型

操縦士ノ部

住 所	氏 名	技 術 證 明 及 免 狀	生 年 月 日
大日本航空株式會社	小川 寬爾	一 等 飛 行 機 操 縦 士	明 治 二 四 三 二 八
	大 森 正 男		三 九 一 七
	鈴 木 友 茂	二 等 飛 行 機 操 縦 士	三 六 三 八
	青 木 峯 藏		三 五 二 一 七
	細 川 優		四 三 九 二 六
	加 藤 守		大 正 二 四 八
	片 山 重 雄		明 治 四 〇 一 一 三
	田 中 近 美		三 六 一 〇 一 〇
	本 多 智		大 正 七 一 〇 一 九
	高 田 政 次		五 一 一 二
	諏 訪 勝 義		五 三 一 四
	村 岡 彌 市		四 五 三 一

													大日本航空株式會社
比屋善文	野竹才次郎	石井末吉	龜井五郎	竹本幾太郎	荻野了	中尾純利	右田潔	岩堀庄次郎	高木喜一郎	上野博志	松井勝吾	林茂	服部良司
				二等飛行機操縦士		一等飛行機操縦士			二等飛行機操縦士		一等飛行機操縦士		二等飛行機操縦士
四一、二〇	大正四、三、六	四、二、八、二	明治三、五、六、八	大正三、三、三	三、九、九、八	三、六、二、二、五	四、三、五、九	明治四〇、五、一、一	大正五、一、〇、八	四、五、五、二、〇	三、八、五、四	明治四二、九、一、六	大正七、九、三

住 所	氏 名	技 術 證 明 及 免 狀	生 年 月 日
大日本航空株式會社	野村光市	一 二 等 飛 行 機 操 縱 士	大正 九 二 三
〃	清水禪令	〃	〃 二 二 四
〃	生駒常一	〃	〃 四 一 二 一
〃	坂本榮一	〃	〃 一 〇 四 一
〃	佐藤節郎	〃	〃 九 一 二 三
〃	齋藤日出磨	〃	〃 一 〇 一 〇 五
〃	中井朝一	〃	明 治 四 四 五 九
〃	川崎鶴雄	〃	〃 三 九 八 一 五
〃	張德昌	〃	〃 三 六 五 九
〃	新井亮助	〃	〃 三 八 四 三 〇
〃	岡信男	〃	大 正 二 四 四
〃	富山一男	〃	明 治 四 五 五 一 五
〃	勝部良三	〃	大 正 四 一 二 九

													大日本航空株式會社
海野昌男	森田勝人	安部藤平	藤田三郎	豐島晃	齋藤羊五	富田末吉	北村健次	大北昌雄	初谷四郎	神谷爲義	梅窪進	糸永吉運	林忠男
		一等飛行機操縦士											二等飛行機操縦士
四一、一、二七	三九一、二、二四	四〇、八、六	三九、六、一五	三八、一、一二	明治四〇、五、二九	八、三、二九	八、一、二七	九、七、一四	九、九、二七	八、一〇、二七	九、三、三一	八、一、一	大正九、一、二、二

住	所	氏名	技倆證明及免狀	生年月日
大日本航空株式會社		西村大助	二 等 飛 行 機 操 縱 士	大正 四一、一三〇
		佐竹仁		六、一、七
		野寺誠次郎		明治四三、六三〇
		峰忠光		四、二、七、二九
		瀨川貞雄	二 等 飛 行 機 操 縱 士	明治四五、二、五
		山田好雄		四、四、二、二七
		關山哲雄		大正 八、五、二
		片山久太郎		明治四四、五、二九
		麓開作		大正 六、四、二九
		中野目廣肆		明治三七、五、二九
		黑岩利雄		四、一、一、二、二五
		金丸末義		四、二、九、三〇
		藤本善雄		大正 二、一〇、五

													大日本航空株式會社
木本榮司	森良一	木下利正	藤原照夫	西房謙一	富田多喜雄	宮本是男	門倉銈造	大世戶正登	高崎考	崎川五郎	平野良三	佐竹武雄	黑江陽一郎
	二等飛行機操縦士		二等飛行機操縦士										二等飛行機操縦士
八八二五	九九一九	大正二五〇	明治四二二九	八一九	七一三〇	七三九	九一〇	八九一六	九一四	九一六	大正九二八	明治四三三二	大正六四二四

大日本航空株式會社												住 所	氏 名	技 術 證 明 及 免 狀	生 年 月 日	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	大日本航空株式會社	間 瀬 一 雄	二 等 飛 行 機 操 縱 士	大 正 七 九 三
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	小 牧 敬 生	・	・	八 一 三 一 二
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	桑 島 稔	・	・	明 治 三 五 一 一 一 五
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	平 瓦 平 太 郎	・	・	三 八 一 一 一 九
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	岡 本 德 次	・	・	四 四 七 三
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	金 田 正 治	・	・	四 四 一 二 四
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	山 田 益 三	・	・	大 正 三 一 一 八
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	村 松 達 夫	・	・	五 一 一 八
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	柴 田 德 藏	・	・	明 治 四 二 九 二 三
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	福 田 巽	・	・	四 二 一 一 一 〇
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	森 田 武 男	・	・	大 正 五 一 二 七
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	有 賀 光 司	・	・	明 治 三 五 九 八
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	太 田 稔	・	・	四 三 一 〇 三

													大日本航空株式會社
阿佐淺一	須藤一良	今井仁	藤原繁雄	黑瀬寅雄	松波義辰	黒木正明	久家元三	岸本貞	石上全尚	高田文	武雄一夫	笹島幸太郎	小林晴夫
							二等飛行機操縦士	一等飛行機操縦士					二等飛行機操縦士
三三二五	三一〇一	三一〇二〇	六一一、二九	三九二五	五三二三	大正元一、二一六	三三四一	三六一二、五	明治三七一、三	大正四四二、四	四一九二〇	明治四〇九一五	大正五九一

住 所		氏 名		技 術 證 明 及 免 狀		生 年 月 日	
大日本航空株式會社		北	森 隆 生	二	等飛行機操縱士	明	治 四 五 六 一
		野	尻 乾 男			大	正 八 九 七
		片	岡 孝			大	正 八 四 二 〇
		川	越 武 光			明	治 四 一 九 二 五
		塚	原 勇 造			大	正 三 一 一 一
		諏	訪 宇 一	一	等飛行機操縱士	大	正 三 五 一 二 二
		原	田 隆	二	等飛行機操縱士	大	正 三 八 一 一
		石	原 喜 平			明	治 三 八 二 六
		中	野 政 一			大	正 三 八 一 三 一
		福	田 昌 次			明	治 三 六 一 一 六
		鈴	木 兵 助			大	正 三 九 八 八
		青	木 清 衛			大	正 元 一 二 七
		斧	和 夫	二	等航空士		

